

県組織の見直しに伴い 建築確認申請等の窓口が変更になります

熊本県の組織見直しに伴い、平成27年4月1日(水)から、各地域振興局管内の建築確認申請等の窓口は、**県央・県北・県南**の各広域本部に集約されます。

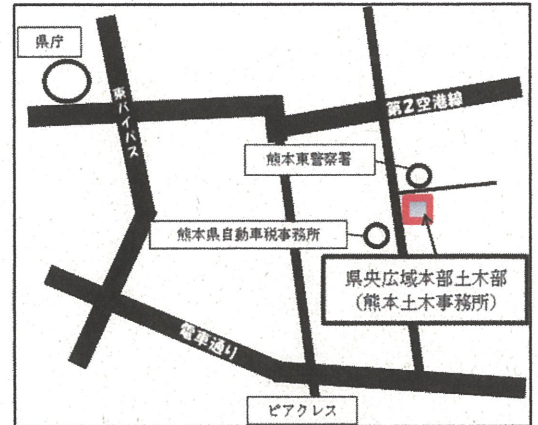
項目	新しい窓口 (平成27年4月1日(水)以降)	地域	今までの窓口 (平成27年3月31日(火)以前)	
■建築確認、中間・完了検査 ●適判物件 ■建築確認、中間・完了検査 ●適判物件以外 ■その他の手続き ・仮設建築物許可 ・仮使用承認等 ・道路位置指定申請 ・建築計画概要書閲覧 ・開発登録簿閲覧 ・建築物工事届 ・やさしいまちづくり条例事前協議 ・建設リサイクル法届出 ・省エネルギー法届出 ・建築物等定期報告 ・都市計画法に基づく開発許可等 ・景観法に基づく届出 ^{※1} ・相談・協議 ・道路種別の確認 など ^{※1} 景観行政団体となっている市町村及び条例制定市町村は、これまで通り、各市町村が提出先になります。	熊本土木事務所	県央広域本部土木部 景観建築課(熊本土木事務所) TEL 096-367-1125	全域(熊本市、八代市、天草市を除く) 各広域本部、地域振興局土木部建築担当課	
		県央広域本部土木部 景観建築課(熊本土木事務所) TEL 096-367-1125 ※宇城・天草局にも窓口を開設します。(原則、申請書等の提出、受取のみとなります。) 【宇城地域振興局】 火・金の10:00~12:00 【天草広域本部(天草地域振興局)】 月・木の11:00~14:00	宇土市 宇城市 美里町 上益城郡 上天草市 苓北町	宇城地域振興局土木部 景観建築課 上益城地域振興局土木部 景観建築課 天草広域本部土木部 技術管理課
		県北広域本部土木部 景観建築第一課 (菊池地域振興局) TEL 0968-25-2729 ※玉名、鹿本局にも窓口を開設します。(玉名局は、原則、申請書等の提出、受取のみとなります。玉名局、鹿本局では、建築計画概要書の閲覧が可能です。) 【玉名地域振興局】 毎日10:00~15:00 【鹿本地域振興局(山鹿市役所内)】 毎日8:30~17:15	荒尾市 玉名市 玉名郡 山鹿市 菊池市	玉名地域振興局土木部 景観建築課 鹿本地域振興局土木部 維持管理調整課 県北広域本部土木部 景観建築課
	県北広域本部土木部 景観建築第二課 (菊池地域振興局) TEL 0968-25-2724 ※阿蘇局にも窓口を開設します。(原則、申請書等の提出、受取のみとなります。) 【阿蘇地域振興局】 月・木の10:00~12:00	合志市 大津町 菊陽町 阿蘇市 阿蘇郡	県北広域本部土木部 景観建築課 阿蘇地域振興局土木部 維持管理調整課	
	県南広域本部土木部 景観建築課(八代地域振興局) TEL 0965-33-3117 ※芦北・球磨局にも窓口を開設します。(原則、申請書等の提出、受取のみとなります。) 【芦北地域振興局】 月・木の10:00~12:00 【球磨地域振興局】 火・金の10:00~12:00	氷川町 水俣市 芦北町 津奈木町 人吉市 球磨郡	県南広域本部土木部 技術管理課 芦北地域振興局土木部 維持管理調整課 球磨地域振興局土木部 維持管理調整課	
	■県建築物環境配慮制度 ・建築物環境配慮計画書	県庁 県建築課 建築物安全推進室 安全推進班 TEL 096-333-2534	全域(熊本市、八代市、天草市を除く)	各広域本部、地域振興局土木部建築担当課

県央広域本部土木部(熊本土木事務所) 景観建築課の所在地及び連絡先

〒862-0901

熊本市東区東町3丁目11-63

TEL : 096-367-1125 FAX : 096-368-4660



県北広域本部土木部 景観建築第一課、景観建築第二課 の所在地及び連絡先

〒861-1331 菊池市隈府1272-10

(景観建築第一課)

TEL : 0968-25-2729 FAX : 0968-25-4227

(景観建築第二課)

TEL : 0968-25-2724 FAX : 0968-25-4227



県南広域本部土木部 景観建築課の所在地及び連絡先

〒866-8555

八代市西片町1660

TEL : 0965-33-3117 FAX : 0965-33-4051



Q&A

Q1 : 振興局で曜日、時間を限定して開設される窓口では、何ができますか。

A1 : 原則、申請書や届出書の提出のみとなりますが、簡単な相談や判定済みの道路種別の問い合わせについては、回答を行います。

Q2 : 申請書や届出などを振興局窓口に出すことができますか。

A2 : 窓口で仮受付としてお預かりしますが、正式な受付は広域本部となります。

Q3 : 職員が不在の場合は、どのような対応になりますか。

A3 : 嘱託職員が対応いたします。必要であれば、本部担当へ引き継ぎます。

Q4 : 適判物件のやさしいまちづくり事前協議なども県央広域本部(熊土)に出すのですか。

A4 : 適判物件の確認申請書以外は、所在地所管の広域本部に提出してください。

Q5 : 適判物件の中間検査、完了検査は、どこに申請すればいいですか？

A5 : 県に申請される場合は、県央広域本部(熊土)に、申請されてください。